

営繕工事における電子小黒板の活用の推進 Q & A

No	質問	回答
1	特記仕様書第3に「受注者は監督員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示すること。」とあるが、具体的にどのように対応すればよいのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・工事着手前に監督員に提示する必要があることから、総合施工計画書に使用機器を記載することが望ましいと考えます。
2	対象工事において電子小黒板を導入した場合、工事成績評価における評価の対象となるのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・電子小黒板を活用しただけでは評価の対象とはなりません。ただし、特記仕様書において任意利用としている「工事写真アルバム等の自動作成機能」を利用し、生産性の向上が確認された場合は、評価の対象となります。（事前に使用機器を総合施工計画書に記載してください。）
3	現場代理人が電子機器に不慣れで従来方式（物理的小黒板利用）の撮影でないと対応が困難である場合や、従来方式の方が明らかに生産性が高い場合等であっても、必ず電子小黒板を使用しなければならないのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・特記仕様書第2において、「現場状況等により適用が困難な場合は監督員と協議し、対象としないことができる。」としています。個別に監督員と協議することにより対象としないことができます。 ・ただし、本取組みの一番の目的は現場撮影の省力化や写真整理の効率化により、生産性の向上を図ることです。県としては、既に国の発注工事等において導入効果が確認されていることから、これまで全く電子小黒板を使用していない場合においては、この機会に部分的でも使用されることを推奨します。
4	全ての工事写真において電子小黒板を使用しないといけないのか。	特記仕様書第7により、従来方式（物理的小黒板利用）の撮影を併用することは可能です。
5	電子小黒板の活用において、工事写真アルバムの自動作成まで実施しなければならないのか。	特記仕様書第7により、対象範囲は電子小黒板の作成及び撮影までとし、小黒板情報を用いた工事写真アルバム等の自動作成機能（一部のソフトウェアにおいて実装されている。）の利用は受注者の任意となります。
6	その他、運用上の留意事項はあるか。	黒板（白板）の文字を判読できる文字サイズであることを確認した上で撮影してください。